

京都市上下水道局管理規程第1号

京都市上下水道局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成19年6月12日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 誠一郎

京都市上下水道局職員服務規程の一部を改正する規定

京都市上下水道局職員服務規程の一部を次のように改正する。

第2条中第5項を削り、第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 新たに職員となった者は、職員の服務の宣誓に関する条例の規程により服務の宣誓をしなければならない。

第2条第1項の次に次の1項を加える。

2 職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければならない。

第2条に次の1項を加える。

7 職員は、あらかじめ管理者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、相談役その他これに準じる地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかかる事業若しくは事務にも従事してはならない。

第19条を第22条とし、第9条から第18条までを3条ずつ繰り下げる。

第8条中「専決権者」を「次長等」に改め、同条を第11条とする。

第7条を第10条とし、第6条を第9条とする。

第5条第7項中「第4条」を「第5条」に改め、同項を同条第8項とし、同条第2項から同条第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 職員は、公物の私的利用、公金の流用その他公金又は公物の不適正な処理をしてはならない。

第5条を第8条とし、第4条を第5条とし、同条の次に次の2条を加える。

(個人情報の不当利用の禁止)

第6条 職員は、職務上知り得た個人情報を、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、若しくは盗用し、又は専らその職務の用以外の用に供する目的で収集してはならない。

(情報セキュリティポリシーの遵守)

第7条 職員は、管理者が別に定める情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(セクシャル・ハラスメントの禁止)

第3条 職員は、他の職員又はその職務に従事する際に接する職員以外の者を不快にさせる性的な言動を行ってはならない。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)